

## 当別歴史ボランティアの会規約

(名 称)

第1条 本会は、「当別歴史ボランティアの会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、当別町の歴史について、各地域や家庭に埋もれている貴重な資料や伝承を掘り起こし、記録して広める活動を通して後世に伝え、併せて会員相互の研鑽と交流を図ることを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、以下のような活動を行う。

- (1) 当別町の歴史・文化・社会・自然などに関する調査・記録
- (2) 上記に関する広報・普及・ガイド等の活動
- (3) 研修会・学習会の開催
- (4) 研修視察旅行の実施

(会 員)

第4条 本会の目的に賛同し、自主的に活動できる者とする。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

代表 1名、副代表 2名、会計 1名、監査 2名

(役員の仕事)

第6条 代表は、本会を代表し、会を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはこれを代行する。

3 会計は、本会の会計庶務を行う。

4 監査は、会計庶務を監査する。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。

(会 費)

第8条 本会の年会費は、会費1人1,000円とする。

2 年度途中入会の場合は、年会費を納入する。

(会 計)

第9条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(町教委の支援)

第10条 本会は、活動に際し、町教委に対し必要に応じて支援を求めることができる。

(その他)

第11条 本会に、顧問並びにアドバイザーを置くことができる。

2 緊急の案件については、三役で協議し、後日報告するものとする。

附 則       この規約は、平成21年3月24日より施行する。  
              //       平成22年4月27日に一部改正する。  
              //       平成23年4月26日に一部改正する。  
              //       平成24年4月26日に一部改正する。  
              //       平成26年4月23日に一部改正する。  
              //       平成30年5月23日に一部改正する。